国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ		務に係る特定個人情報保護評価書(全項日評価書)の変更固所 項目	変更前の記載	変更後の記載
P3	1	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム システム1 ②システムの機能	国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 【給付情報管理】 ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 ・高額療養費の支払い・審査を行う機能	る。 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行す
P7	2	I 基本情報4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性	確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要して	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報等を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書の取得や給付金等の申請をするために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。
P7	3	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実現が期待されるメリット	保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の	・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書の取得や給付金等の申請のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。
P14	4	ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(追記)	その他(公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ	番号	項目	変更前の記載	変更後の記載
P14	5	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追記)	・公金受取口座(口座登録・連携ファイル関係情報)…支給 先の口座を把握するため
P15	6	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(追記)	・公金受取口座・・・被保険者が給付金等の申請を行う際 に、受取口座として、登録した公金受取口座の利用を希望す る旨の意思表示を行ったとき
P15	7	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	・公金受取口座・・・保険料の給付金等の支給手続きに必要なため
P16	8	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(追記)	・公金受取口座・・・保険料の給付金等が発生し、本人への 通知時に、利用目的を説明する。
P17	9	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託の有無※」	6	7
P23	10	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」	委託事項6	委託事項7
P22	11)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務 及びシステム運用事務
P22	12)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「①委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務 (アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運 用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復 旧等)
P22	13)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」		特定個人情報ファイルの全体
P22	14)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「対象となる本人の数」		10万人以上100万人未満

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ	番号	項目	変更前の記載	変更後の記載
P22	15)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「対象となる本人の範囲※」	記載なし	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の 医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有す る者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主の うち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入して いる世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」と いう。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 *国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、 当市に加入資格が適用される者をいう
P22	16)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「その妥当性」	記載なし	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのもののには、個人番号を用いない。
P22	17)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「③委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ	番号	項目	変更前の記載	変更後の記載
P22	18)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	記載なし	専用線
P22	19)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑤委託先名の確認方法」	記載なし	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
P22	20	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑥委託先名」	記載なし	福岡県国民健康保険団体連合会 (福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
P22	21)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑦再委託の有無※」		再委託する
P22	22)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑧再委託の許諾方法」		委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号 又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先 に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要 件、その他当市が求める情報について記載した書面による再 委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先 に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福岡県国民健康保 険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結して いること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁 等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に 再委託する場合も同様とする。)。
P22	23)	「川特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑨再委託事項」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務 及びシステム運用事務の全て

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ	番号	項目	変更前の記載	変更後の記載
P28	24)	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	通知書情報、納付書情報、滞繰調定情報、滞繰異動情報 (3) 国民健康保険情報ファイル(給付) <給付記録情報> 宛名番号、記号番号、給付記録番号、給付種別、審査年月、診療年月、支給区分、支給決定日、支給処理日、支給決定額、 貸付額、充当額、調整額、給付記録情報、調剤情報、療養費支給情報、高額明細情報、若年高額支給情報、高齡高額外来支給情報、高齡高額支給情報、高額事前貸付情報、出産育還払い情報、高額事前申請情報、高額事前貸付情報、出産育児葬祭費情報、限度額認定証情報、特定疾病受療証情報、不当利得情報、第三者行為情報、差額支給情報、償還払い情報、高額介護合算情報転居特例対象世帯情報、転居月75歳特例情報、高額該当引継情報、外債年間合算情報	診療年月、支給区分、支給決定日、支給処理日、支給決定額、 質付額、充当額、調整額、給付記録情報、調剤情報、療養費 支給情報、高額明細情報、若年高額支給情報、高齢高額外来
P35	25)	「川特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」「具体的な制限方法」		<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する 措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることととしている。

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ	番号	項目	変更前の記載	変更後の記載
P36	26)	「III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」「具体 的な方法」		<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
P36	27)	「川特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報の消去ルール」「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」		<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号 化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所一覧

該当ページ	番号	項目	変更前の記載	変更後の記載
P37	28)	「III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」		<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。